

土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令案

I. 趣旨

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項の特定有害物質は、「鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く。）であつて、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの」と定義されており、このうち、「シス - 1・2 - ジクロロエチレン」は、平成 14 年の法制定時から特定有害物質に指定されている。

平成 25 年 10 月に中央環境審議会に対して、1・1 - ジクロロエチレン等の 6 物質について土壤の汚染に係る環境基準及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等が諮問され、平成 30 年 6 月 18 日に中央環境審議会会長から環境大臣に「土壤の汚染に係る環境基準及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について（第 3 次答申）」が答申されたところ。

同答申を踏まえ、土壤汚染対策法の特定有害物質に「トランス - 1・2 - ジクロロエチレン」を追加して、「シス - 1・2 - ジクロロエチレン」とあわせて「1・2 - ジクロロエチレン」とするため、土壤汚染対策法施行令（平成 14 年政令第 336 号）について所要の改正を行うものである。

II. 改正案の概要

土壤汚染対策法施行令第 1 条第 10 号中「シス - 1・2 - ジクロロエチレン」を「1・2 - ジクロロエチレン」に改め、この政令の施行の際現にこの政令による改正前の土壤汚染対策法施行令第 1 条第 10 号に掲げる物質により汚染された土壤の処理の事業の用に供する施設に係る土壤汚染対策法第 22 条第 1 項の許可を受けている者は、この政令による改正後の土壤汚染対策法施行令第 1 条第 10 号に掲げる物質により汚染された土壤の処理の事業の用に供する施設に係る同法第 22 条第 1 項の許可を受けたものとみなすこととする。

なお、改正後に許可を受けたとみなす有効期間については、改正前に許可を受けた有効期間の残存期間と同一の期間とする。

III. スケジュール

（施行）平成 31 年 4 月 1 日を予定。